

制定 令和5年3月22日 原規総発第2303222号 原子力規制委員会決定
変更 令和5年11月15日 原規総発第2311152号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会マネジメント規程（原規総発第1912181号（令和元年12月18日原子力規制委員会決定））第14条の規定に基づき、令和5年度原子力規制委員会年度業務計画を次のように定める。

令和5年3月22日

原子力規制委員会

「令和5年度原子力規制委員会年度業務計画」の制定について

原子力規制委員会は、「令和5年度原子力規制委員会年度業務計画」を別添のとおり定める。

令和5年度原子力規制委員会 年度業務計画

令和5年3月制定
令和5年11月変更
原子力規制委員会

<まえがき>

原子力規制委員会は、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、中期目標を定めるとともに、それを達成するため、毎年度、原子力規制委員会年度業務計画を策定するものとしている。

令和5年度原子力規制委員会年度業務計画は、令和2年2月に策定し、令和5年1月に改訂した第2期中期目標（令和2年4月から令和7年3月まで）を踏まえ、令和5年度において取り組む事項について定めるものである。

本計画を構成する各施策は、その性格に応じて以下の3つの区分に分類している。年度末に各施策の実施状況を評価する際には、これらの区分も考慮するものとする。

- (Ⅰ) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの
- (Ⅱ) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの
- (Ⅲ) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの

なお、本計画と行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく政策評価に用いる政策体系を整合させた統合的なマネジメントを実施する観点から、当該政策体系についても、本計画とともに、別紙のとおり定める。

目次

1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	3
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	3
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	5
(3) 職員の確保と育成	8
2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	10
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	10
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	10
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	13
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	13
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	15
(1) 核セキュリティ対策の推進	15
(2) 保障措置の着実な実施	15
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化	16
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	17
(1) 廃炉に向けた取組の監視	17
(2) 事故の調査・分析	17
(3) 放射線モニタリングの実施	18
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	19
(1) 放射線防護対策の推進	19
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	19
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	19
(4) 危機管理体制の整備・運用	20
(5) 放射線モニタリングの実施	21
別紙	
令和5年度政策体系	23

1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

【業務計画】

(独立性・中立性・透明性の確保)

- ・独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。(I)
- ・被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等との関係において、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹底し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。(I)
- ・ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。(I)
- ・ホームページシステムについて、令和6年度に実施を予定している次期システムの構築に向け、公開情報管理システムとの連携、ガバメントクラウドの利用等を踏まえた調査研究及び調達を実施する。(II)
- ・「N-ADRES（公開情報管理システム）」(米国原子力規制委員会 ADAMS を指向する資料データベース)について、安定的に運用する。(I)
- ・「N-ADRES」について、資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを備えた次期システムの構築及び公開を実施する。(II)
- ・令和元年度から試行している原子力規制庁職員と被規制者等との面談内容の自動文字起こし結果を公開するとともに、公開対象の拡充を検討する。また、原子力規制委員会の結果概要や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関する分かりやすいコンテンツの作成・公開を行う。なお、分かりやすさを向上するため、原子力規制委員会等の資料について前提となる科学的知見や規制制度の内容を示すなど充実に努める。(II)
- ・オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、透明性確保の観点からインターネット配信の継続性の維持・品質向上を図る。(I)
- ・情報公開法に基づく開示請求に対し、適切な情報開示を行う。(I)

(外部とのコミュニケーションの充実)

- ・記者会見及び取材対応を通じて、報道機関に適切な情報提供を行う。(I)
- ・国際アドバイザーとの意見交換を通じて、原子力規制の向上に資する情報を収集する。(I)
- ・CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を行う。特に、オンライン会議システムを活用し、短時間の CEO との意見交換を機動的に行う。(I)
- ・事業者の継続的な改善を維持発展させるため、被規制者向け情報通知文書 (NRA Information Notice (NIN)) を発出する。(I)
- ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催する。(I)
- ・地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を継続的に検討し、必要に応じて実行する。(I)

(安全文化の育成・維持)

- ・新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を継続的に実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を継続的に実施する。(I)
- ・令和4年度の原子力安全文化に関するアンケート結果を踏まえ、課室毎に原子力安全文化の育成・維持に向けた取組の検討・支援を行う。(II)
- ・委員も含めた課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討し、試行す

る。(Ⅱ)

- ・核セキュリティ文化醸成に向けて、職員への研修を着実に実施する。(Ⅰ)
- ・核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。(Ⅰ)

【評価の視点】

(独立性・中立性・透明性の確保)

- ・原子力規制委員及び原子力規制庁が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情等を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。
- ・改正を行った「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の運用・定着を図り、被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政機関等との関係を適切に維持できたか。
- ・ホームページシステムについて、安定的に運用できたか。また、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベルA以上を達成できたか。
- ・次期システムの構築に向け、公開情報管理システムとの連携、ガバメントクラウドの利用等を踏まえた調査研究及び調達が実施できたか。
- ・「N-ADRES」について、安定的に運用を行うことができたか。
- ・資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを備えた次期システムの構築及び公開が実施できたか。
- ・規制に関わる情報の適切な開示ができたか。自動文字起こし結果の公開対象の拡充を検討することができたか。
- ・原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開できたか。
- ・特に注目が集まる話題を中心に、様々なステークホルダーに対して共通的に説明できるような素材を各担当職員が作成するような新たな取り組みを始めることができたか。
- ・原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたか。
- ・オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、インターネット配信の継続性の維持・品質向上を図ることができたか。
- ・開示期限内に、基準に基づいた審査により、開示対象文書の特特定・不開示情報の特特定を適切に行ったか。

(外部とのコミュニケーションの充実)

- ・記者会見等において原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。
- ・国際アドバイザーとの意見交換を通じて、有益な議論・情報収集を行えたか。
- ・CEO、CNO等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を適切に行えたか。
- ・被規制者向け情報通知文書を、迅速かつ柔軟に発出できたか。
- ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を開催し、調査審議事項の助言を得られたか。
- ・地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を検討し、必要に応じて実行できたか。

(安全文化の育成・維持)

- ・新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を継続的に実施したか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込み、継続的に実施したか。
- ・課室毎に原子力安全文化の育成・維持に向けた取組の検討・支援を行えたか。

- ・仕組みを検討し、試行した結果から課題を抽出できたか。
- ・計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施することができたか。
- ・核物質防護における検査での気付き事項等の国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を職員間で実施できたか。

(2) 規制業務を支える業務基盤の充実

【業務計画】

(マネジメントシステムの定着)

- ・令和4年度のマネジメントレビューの結果を踏まえ業務を着実に遂行するとともに、マネジメントシステムの運用を通して業務計画の遂行に係る活発なコミュニケーションを喚起し、業務の継続的改善につなげる。(I)
- ・過去の要改善事項に関する横断的分析を用いて、研修等で職員を啓発するとともに、よりよい業務改善につなげるための取組を行う。(II)

(国際協力の推進)

- ・関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。(I)
- ・IAEA 安全基準の策定・見直しや国際会合への参画等を通じて収集・共有され得た最新の動向や知見について、我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。(I)
- ・IAEA や OECD/NEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I)
- ・IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開する。(II)
- ・関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。(I)
- ・国際機関、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じて情報共有、フォローアップを徹底する。(I)
- ・国際会議出席者リスト、安全基準策定状況一覧、公電等を管理し、人事異動があっても、継続的な情報の提供や必要に応じた対応者の調整を行う。(II)
- ・国際機関が開催する国際会議において、原子力規制委員会が継続的に関与できるように参加者等を支援する。(I)
- ・IRRS についてミッションの受け入れ時期など対応方針を具体化する。(I)
- ・緊急時の準備と対応に関する IAEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I)
- ・保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEA に対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献する。(I)
- ・我が国の核セキュリティの継続的改善に資するため、改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な議論への対応、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行う。(I)
- ・IAEA による IPPAS ミッションの受け入れに向け、関係機関と連携しつつ、事前準備を進める。(II)

(管理業務の確実な遂行)

- ・行政文書管理に係る適切な人員配置を行い、共有フォルダにおける体系的管理及び電子決裁による意思決定、文書管理業務のシステム化の検討等により行政文書の電子的管理を推進する。

(Ⅱ)

- ・今後数年にわたる規制上の課題を整理した上で、組織構成及び人員配置等の資源配分がそれに見合ったものになっているかを検討する。また、その結果について必要な措置を講ずる。

(Ⅱ)

- ・職員の多様性に配慮するとともに、仕事と生活の調和が図られるよう、育児や介護と仕事の両立などワークライフバランスに係る制度をわかりやすく情報提供する。(Ⅱ)
- ・特定の職員に業務が集中し職員が一人で業務を抱えて孤立しないよう、また職員が言い出せず困っているような家庭の事情などを早めに察知する観点から管理職は職員と定期的に1 on 1 ミーティングを行う。(Ⅱ)
- ・令和4年度に実施した多面観察(360度評価)の試行結果を踏まえ、本格運用を行う。(Ⅱ)
- ・原子力安全人材育成センターが保有する個人の力量に関する情報や、人事課が保有する個人の希望や経験に関する情報など、業務分担や任用に活用できる情報を特定した上で、人事管理システムに集約していくことを目標とし、令和5年度中に概念設計を行う。(Ⅱ)
- ・[再掲] 委員も含めた課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討し、試行する。(Ⅱ)
- ・より働きやすい職場環境を醸成する観点から、庁舎管理を適切に行うとともに、職場内施設、設備等の改修整備、物品の調達等を必要に応じて行う。(Ⅰ)
- ・情報システムの安定的な運営を行う(Ⅰ)
- ・会計法令及び関係規程類に則って、予算の効果的かつ効率的な執行に努める。(Ⅰ)

(訴訟事務及び法令審査)

- ・訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応するとともに訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、業務の遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。(Ⅰ)
- ・訴訟及び不服申立てに適切に対応するため、継続的・組織的に新しい知見の収集・調査を行う。(Ⅱ)
- ・法令審査及び法令相談への対応を行うことで、各部署で適切な法令等の立案及び運用ができるよう、支援する。また、必要に応じてマニュアルの見直しを行う。(Ⅰ)

【評価の視点】

(マネジメントシステムの定着)

- ・マネジメント委員会等において業務遂行に係る活発な意見交換がなされ、業務の改善が検討されたか。
- ・過去の要改善事項に関する横断的分析を用いて、効果的な業務改善につなげることができたか。研修等による啓発を実施したか。

(国際協力の推進)

- ・国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。
- ・最新の動向や知見について、原子力規制へ反映すべきものがないか関係部署と情報共有を行い、検討を進めたか。
- ・国際関係について原子力規制庁内への情報共有・施策への活用ができたか。
- ・オンラインによる参加も活用しつつ、国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有・施策への活用を行ったか。
- ・IAEAの安全基準やICRP等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開することができたか。
- ・国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。
- ・国際機関、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外

の知見の収集を行えたか。

- ・ 拠出金の企画立案・実施管理を通じて、予算要求、国際機関への拠出手続きが適切に行えたか。
- ・ 国際関係についての情報共有ができたか。
- ・ 国際会議出席者リスト、安全基準策定状況一覧の更新、公電の定期的な共有を行えたか。また、人事異動等に伴う引き継ぎを行えたか。
- ・ 国際会議参加メンバーの確保、予算要求時の取りまとめ、必要に応じた支援等を行えたか。
- ・ IRRS についてミッションの受け入れ時期など対応方針を具体化することができたか。
- ・ 緊急時の準備と対応に関する国際会合等に参加し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。
- ・ 各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。
- ・ 改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、また、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。
- ・ IAEA や国内の関係機関との調整を進め、IPPAS で評価を受ける具体的内容を固めることができたか。
- ・ 令和6年夏頃の IPPAS ミッション受入れに向けたプロセス（ワークショップ、準備会合等）を円滑に進めることができたか。

(管理業務の確実な遂行)

- ・ 行政文書管理に係る体制整備、行政文書の管理に関するガイドライン等の改正を踏まえ、電子的管理を効率的に進めるため新たなルールの運用・定着化を図るとともに、関係規程類・留意事項等の周知、業務の効率化等ができたか。
- ・ 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め、適切な文書管理業務を実施するための研修・監査等を適切に実施したか。
- ・ 今後数年にわたる規制上の課題やそれを踏まえた資源配分の在り方を検討したか。
- ・ 検討した結果について必要な措置を講じたか。
- ・ 障害者雇用の維持・拡大など職員の多様性に配慮するとともに、育児や介護と仕事の両立などワークライフバランスに係る制度をわかりやすく情報提供できたか。
- ・ 内閣人事局等が実施する職員アンケート結果などにおいて、職員の満足度を確認できたか。
- ・ 管理職は定期的に 1 on 1 ミーティングを行うことができたか。
- ・ 多面観察（360 度評価）の本格運用を行ったか。
- ・ 上司によるマネジメント能力の向上について、アンケート等を通じて改善を確認できたか。
- ・ 原子力安全人材育成センターや人事課が保有する、業務分担や任用に活用できる情報を特定できたか。それらの情報を集約し活用する仕組みの概念設計ができたか。
- ・ [再掲] 仕組みを検討し、試行した結果から課題を抽出できたか。
- ・ 庁舎管理を適切に行えたか。職場内施設、設備等の改修整備、物品の調達等を必要に応じて行い、職場環境の改善に寄与したか。
- ・ 情報システムの安定的な運営を実現したか。また、働き方改革など時代変化に適切に対応し、庁内業務の確実な遂行に寄与したか。
- ・ 安全研究用解析ネットワークシステムについて、次期システムの構築が実施できたか。
- ・ 予算の適切な執行管理を行えたか。

(訴訟事務及び法令審査)

- ・ 訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部

署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。

- ・訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。
- ・各部署で適切な法令等の立案及び運用ができるよう、支援できたか。
- ・必要に応じてマニュアルの見直しを行うことができたか。

(3) 職員の確保と育成

【業務計画】

(高い倫理感の保持)

- ・職員が国家公務員としての高い倫理観を保持し、国家公務員法等の規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる職員への指導監督を行う。(I)

(原子力規制人材の確保)

- ・応募者の増加に繋がる各種取組を行うとともに、新卒者・経験者を適切に選考し、人材を確保する。(I)
- ・原子力規制人材育成事業については、行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、令和5年度の新規採択を行い、継続事業を実施するとともに、事業の実績を適切に把握する。(I)

(原子力規制人材の育成)

- ・国際会議、IRRS ミッション（レビューとして）等への参加や国際機関等に職員を派遣することを通じて職員を育成する。(I)
- ・人材育成の基本方針に定めた職員の学習目標時間を念頭に、研修の充実を含む環境整備に努めるとともに、職員が実際に行った学習時間を把握する。(II)
- ・平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施する。
(I) また、研修の質の向上に向けて教育訓練課程の有効性評価を行い、今後の改善等の方針を検討する。(II)
- ・知識管理とバックオフィス系業務を対象とした力量管理が連携した運用方法を確立し、本格運用を開始する。(II)
- ・キャリアパスイメージに沿った人材育成が行われることを確実にするため、キャリアコンサルティング体制を構築し運用する。(III)
- ・原子力規制事務所からのニーズ（問題点・課題）を収集し、類型化・担当部署の特定をするとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。(II)
- ・[再掲] 委員も含めた課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討し、試行する。(II)
- ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」（令和元年度第10回原子力規制委員会（令和元年5月29日）決定）及び令和4年度に策定した職員（研究職）のキャリアパスイメージを踏まえ、外部の研究機関との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、原子力規制庁の研究職に求められる役割を果たすことのできる人材を育成するための活動を行う。(II)
- ・安全研究の実施や研究職の育成に当たり、研究倫理や研究者としての基本的な姿勢を徹底させる取組を行う。(I)

【評価の視点】

(高い倫理感の保持)

- ・研修や幹部メッセージの発出等の啓発活動を行ったか。また、その結果として、違反事例の内

容や件数が妥当な水準に抑えられているか。

(原子力規制人材の確保)

- ・業務説明会や公募の周知方法の多様化などの各種取組を行うことで、十分な応募者数を得られたか。その上で、定数に対する実員数（95%）、新卒採用者に対する女性割合（35%）に留意しつつ、新卒者、経験者を適切に選考し、人材を確保できたか。
- ・行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ事業を実施するとともに、実績を把握したか。

(原子力規制人材の育成)

- ・あらかじめ担当を決めた職員を定期的に国際会議に参加させることで、原子力規制人材の育成ができたか。
- ・適切な数の職員を国際機関等に派遣することができたか。
- ・職員が実際に行った学習時間を把握する仕組みを構築し、職員の平均学習時間を算出できたか。
- ・他組織が提供している研修に関する情報提供、自学習に適した教材の推薦、研修の充実等を含む環境整備を進められたか。
- ・検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修を適切に実施できたか。
- ・教育訓練課程の有効性評価を行い、研修の質の向上につなげたか。
- ・バックオフィス系業務の力量管理の本格運用を開始したか。
- ・キャリアコンサルティング体制を構築し運用できたか。また、希望調書における「能力に応じたポスト任用をされているかの満足度」の自己評価が、改善しているか。
- ・原子力規制事務所からのニーズ（問題点・課題）について、データベース化し、課題の改善につなげることができたか。
- ・[再掲] 仕組みを検討し、試行した結果から課題を抽出できたか。
- ・外部の研究機関との人事交流や共同研究等を積極的に実施したか。
- ・研究職がそれぞれのキャリアステップに応じて求められる人材像を達成するための取組を組織的・計画的に行い、原子力規制庁の研究職として求められる研究人材の育成を行ったか。
- ・研究倫理や研究者としての基本的な姿勢を徹底させる取組を行ったか。

2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施

【業務計画】

- ・申請に対し、実用発電用原子炉や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施する。(I)
- ・法定の検査・確認を厳正かつ適切に実施する。(原子力規制検査については(3)で詳述)(I)
- ・対応区分を4とした東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、厳正な追加検査を行う。(III)
- ・放射性物質の取扱いを検討している者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問い合わせに対し、関係部署と連携して、対応する。(II)
- ・事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。(I)
- ・安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換等を行い、運用改善に向けた検討を行うとともに必要に応じて見直しの検討を進める。(II)
- ・試験炉及び使用施設を対象とした意見交換会を定期的に行い、規制要求に対する理解啓発に継続的に取り組む。(I)
- ・事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ適切に対応する。(I)

【評価の視点】

- ・設置変更許可申請、設計及び工事の計画の認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ適切に審査を実施したか。
- ・設置変更許可において審査の漏れを防止し、施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、新規規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。
- ・審査に関する原子力規制委員会決定文書や了承事項等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。
- ・原子力規制検査を所定のガイドを活用して計画どおりに実施し、特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。その他の法定の検査・確認も、厳正かつ適切に実施できたか。
- ・原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数及び第15条による報告件数並びに公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数はいずれも0件であったか。
- ・東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。
- ・放射性物質の取扱いを検討している者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問い合わせに対し、関係部署と連携して、確実に対応できたか。
- ・事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進することができたか。
- ・安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換等を行い、必要に応じて見直しの検討を進めたか。
- ・試験炉設置者及び使用者からの質問に対して、適切に対応することができたか。
- ・事故トラブルについて、事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。

(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

【業務計画】

(最新の科学的・技術的知見の蓄積と共同研究の活用)

- ・安全研究を通じて最新知見を蓄積し、得られた研究成果を積極的に公表する。(I)
- ・規制上の技術的課題を効果的に解決するために、経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)等が行う国際共同研究へ積極的に参加する。(I)
- ・国内外の研究開発動向に係る情報や最新の科学的・技術的知見を収集・蓄積して分析し、中長期的な研究課題を検討する。また、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において規制上の対応方針等を検討する。特に、国内外で発生する自然事象に対する最新知見等については、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し、また必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。(I)
- ・安全研究から得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を活用し、審査、検査等の規制業務の支援その他情報提供等の支援(技術支援)を行う。(I)

(安全研究の積極的な実施)

- ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(令和元年度第10回原子力規制委員会(令和元年5月29日)決定)に基づき、規制上の課題を踏まえて安全研究の実施方針の策定を行うとともに、安全研究プロジェクトの評価を行う。(I)
- ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和5年度以降の安全研究に向けて)」(令和4年7月6日原子力規制委員会)等に基づき、安全研究を実施する。(I)
- ・研究手法の適切性、成果の信頼性、技術文書のレベル等を向上するために、安全研究プロセスの継続的な改善を図り、安全研究の品質向上に努める。(II)
- ・規制上の課題の解決に向けて柔軟に対応していくため、リスク評価研究等の分野横断的な研究課題への取組強化や外部の研究機関との連携強化を図る。(II)

(規制基準の継続的改善)

- ・令和4~6年度の、民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行う。(II)
- ・最新知見の規制対応要否の検討に資するため、国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングする。(I)
- ・技術情報検討会を定期的に開催し、収集・分析した国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等について、規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要性のあるものは作業担当部署を定め、規制基準への反映状況等の進捗状況を確認する。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介する。(I)
- ・技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ報告し助言を受ける。このうち、自然ハザードに関する最新知見については、火山部会、地震・津波部会に報告し、規制上の対応の要否について助言を受ける。(I)
- ・事故トラブルから得た教訓を規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要に応じて規制への反映を行う。(I)
- ・「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた水素防護に関する知見の規制への反映に関して、事業者及びATENAによる水素防護対策に係る自律的・計画的な取組状況をフォローし、必要に応じて、原子力規制委員会で報告を受ける。
(II)
- ・水素防護以外の知見についても、事業者及びATENAからの意見聴取等を行い、規制への反映の検討を進める。(II)

- ・電磁両立性に係る規制対応について、令和4年度に引き続き ATENA から意見を聴取し、制度改正の要否等についての検討を行う。(Ⅱ)
- ・新規規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。(Ⅱ)
- ・実用発電用原子炉等の新規規制基準適合性審査の実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和4・5年度の実施計画に基づき改正作業を進める。(Ⅱ)

【評価の視点】

(最新の科学的・技術的知見の蓄積と共同研究の活用)

- ・安全研究成果報告を取りまとめたか。NRA 技術報告、NRA 技術ノート、学術論文等を通じて、研究成果を積極的に公表したか。
- ・国際共同研究へ参加し、国外機関との積極的な議論及び意見交換を行い、知見を蓄積するとともに、国際動向に係る情報収集を行ったか。
- ・国内外の研究開発動向や最新の科学的・技術的知見を収集・蓄積したか。また、これを分析し、必要に応じ中長期的な研究課題を検討したか。
- ・何らかの規制対応が必要となる可能性がある最新知見等に関する情報を抽出して技術情報検討会等において対応方針を検討したか。
- ・安全研究成果を活用して、審査、検査等の規制業務の支援その他情報提供等の支援を行ったか。

(安全研究の積極的な実施)

- ・基本方針に基づき、規制上の課題を踏まえ令和6年度以降の実施方針を策定したか。
- ・基本方針に基づき、安全研究プロジェクトの事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施したか。
- ・実施方針等に基づき定めた計画に沿って安全研究を適切に実施したか。
- ・安全研究プロセスの継続的な改善を図り、質の高い安全研究を行うための取組を行ったか。
- ・リスク評価研究等の分野横断的な研究課題への取組を強化したか。外部の研究機関との連携を強化したか。

(規制基準の継続的改善)

- ・技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行ったか。
- ・国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングしたか。
- ・技術情報検討会において、規制に反映させる必要性の有無を検討し、進捗状況を確認したか。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介したか。
- ・技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、地震・津波部会で報告し、助言を受けることができたか。
- ・事故トラブルから得た教訓について必要に応じて規制への反映が行えたか。
- ・事業者及び ATENA が水素防護対策に係る取組を自律的・計画的に行っているか等、その取組状況をフォローし、必要に応じて、原子力規制委員会で報告を受けることができたか。
- ・水素防護以外の知見について、事業者及び ATENA からの意見聴取等を行い、規制への反映の検討を進めることができたか。
- ・ATENA からの意見聴取結果を踏まえ、制度改正の要否等について検討を進めたか。
- ・新規規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図れたか。

- ・規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、改正作業を進めたか。

(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行

【業務計画】

- ・原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き、原子力規制検査に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。(Ⅰ)
- ・実運用での経験を踏まえ、制度の改善を継続的に行う。(Ⅱ)
- ・事業者における品質管理体制について各種許認可制度を厳正かつ適切に運用する。(Ⅰ)

【評価の視点】

- ・着実に原子力規制検査を実施できたか。原子力規制検査に対する検査官の理解が進んだか。原子力規制検査の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。
- ・検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。
- ・検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。
- ・令和4年度第44回原子力規制委員会(令和4年10月12日)で報告を受けた「原子力規制検査における課題に対する取組状況及び対応方針」に基づき、着実に対応したか。
- ・事業者における品質管理体制について各種許認可制度を厳正かつ適切に運用したか。

(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

【業務計画】

- ・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。(Ⅰ)
- ・「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。(Ⅰ)
- ・審査を着実に進めていくため、審査プロセス改善のための取組を継続的に行う。(Ⅱ)
- ・バックフィットの検討を行う際は、「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき運用を行う。(Ⅰ)
- ・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。(Ⅲ)
- ・これまでグレーデッドアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績等規制の運用から得られた知見も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデッドアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行う。(Ⅰ)
- ・廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。(Ⅰ)
- ・東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な監視等を行う。(Ⅲ)
- ・最終処分に係る安全研究を進めるにあたり、安全研究の実施方針を検討する。(Ⅲ)
- ・原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な連携を図り、3Sのインターフェースを図る。(Ⅰ)
- ・高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化及び円滑な施行に向けた準備を進め、適切に運用する。また、新制度等について分かりやすい説明に努める。(Ⅲ)
- ・事業者から提案される新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。(Ⅲ)
- ・福井県クリアランス集中処理事業について、県・資源エネルギー庁と議論し、審査を行う上で

の技術的論点を整理する。(Ⅱ)

【評価の視点】

- ・ 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。
- ・ 業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。
- ・ 令和4年度第37回原子力規制委員会（令和4年9月7日）で了承した方針に基づき、審査プロセスの改善の取組を継続的に行えたか。
- ・ バックフィットの検討を行う際は、「バックフィットの検討プロセス」に基づき運用を行えたか。
- ・ 原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者のPRAモデルの適格性確認を行ったか。
- ・ 試験炉及び研開炉に係る指摘事項の重要度評価手法を作成できたか。
- ・ 施設の持つリスクに応じたグレーデッドアプローチを適用した検査手法開発のため、海外の情報等を調査するなどして検討を開始したか。
- ・ これまでグレーデッドアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績等規制の運用から得られた知見も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデッドアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行ったか。
- ・ 廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。
- ・ 東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を適時適切に実施したか。
- ・ 最終処分に係る安全研究の実施方針の検討を実施したか。
- ・ 原子炉等規制法（核セキュリティ、保障措置関連を除く）について、関係部署と必要な情報共有等を行い、3S間の相互影響を踏まえ、連携して審査及び検査を適切に実施したか。
- ・ 高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化及び円滑な施行に向けた準備を進められたか。
- ・ 高経年化した発電用原子炉について、10月1日の準備行為の施行以降も、引き続き厳正かつ適切に審査を実施したか。
- ・ 高経年化した発電用原子炉について、新制度の資料の充実を図る等、理解の促進に努めたか。
- ・ 新たな炉型について、事業者から提案された場合、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討できたか。
- ・ 新たな炉型について、事業者から提案された場合、必要に応じて、意見交換等を行えたか。
- ・ 福井県クリアランス集中処理事業について、審査を行う上での技術的論点を整理したか。

3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(1) 核セキュリティ対策の推進

【業務計画】

- 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。
 - (I)
- 原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所による日常的な現場の監視を定着させる。また、原子力規制事務所と本庁との効果的な連携を図っていく。
 - (II)
- 放射性同位元素等規制法に基づく防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護規制の着実な実施及び定着を図る。(I)
- 核物質防護に係る現行の規則や審査基準等、ガイド等に関して、国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、改善すべき点がないか検討を行う。(II)
- 実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行う。(II)
- 核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討を進め、事業者における改善策の確認を進める。(II)

【評価の視点】

- 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳正かつ適切に実施したか。
- 原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数を0件に抑えたか。
- 検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の定着に向けた継続的な改善につなげることができたか。
- 原子力規制事務所に対する核物質防護に関する教育の継続的な実施及びセーフティの検査官とのセキュリティに係る気づき等の情報共有などを通じて、核物質防護に係る原子力規制検査の継続的な改善につなげることができたか。
- 新たに配置する原子力規制事務所の核物質防護対策官に所要の教育訓練を実施する。
- 日常的に原子力規制事務所核物質防護対策官と本庁核セキュリティ部門との連絡を緊密に行うとともに、原子力規制事務所での監視を通じて把握した核物質防護上の気づき事項等の情報を本庁のチーム検査で活かすなど、原子力規制事務所-本庁核セキュリティ部門間の連携を深化できたか。
- 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実施しているか。
- 放射性同位元素等規制法に基づき、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指導をしているか。
- 核物質防護に係る現行の規則や審査基準、ガイド等に関して、国内外の動向や規制の運用から得られた知見を踏まえ、事業者とも意見交換を行った上で、優先度を付けて課題を抽出し必要な改善策の検討を行ったか。また、実際にこれら文書類の見直しを行ったか。
- 実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や人員の拡充を含めた体制整備を行ったか。
- 核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討に係る調査結果を踏まえ、事業者の改善策の確認を行ったか。

(2) 保障措置の着実な実施

【業務計画】

- ・ IAEA、関係機関等と適切に連携し、日・ IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。(I)
- ・ 原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。(I)
- ・ 我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信する。(I)

【評価の視点】

- ・ 日・ IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。
- ・ 指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。
- ・ 我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。

(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化

【業務計画】

- ・ 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースを強化すべく、互いの業務に係る情報の共有を緊密に行い、審査等及び検査等の業務を適切に行う。また、インターフェースにおける調整に係るルール及び運用の継続的な改善を図る。(I)
- ・ 原子力規制事務所による日常巡視等において核物質防護対策上の課題を検出し適切に対応できるよう、本庁検査グループや原子力規制事務所との連携をより緊密なものとする。(II)
- ・ 核物質防護訓練の在り方に関する検討等により、核セキュリティ事案発生時の緊急時対応の改善を図る。(II)

【評価の視点】

- ・ 相互に影響する可能性のある原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の業務について情報の共有を緊密に行うためのツール、運用の改善を図り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。また、その中で確認された課題について、関係者間で検討し改善策の共有を図れたか。
- ・ 原子力安全の検査官に対する核物質防護に関する教育を継続的に実施したか。また、原子力規制事務所や本庁検査グループに対して、核セキュリティに関連する検査気付き事項や指摘事項の共有を図れたか。
- ・ 核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応の在り方について核セキュリティ部門と緊急事案対策室等が協力して検討を進め課題を抽出し、改善策を立案し、訓練等で改善策の有効性を確認することができたか。

4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(1) 廃炉に向けた取組の監視

【業務計画】

- ・ 中期的リスクの低減目標マップに示した一つ一つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。(I)
- ・ 東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞りなく行うとともに、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。(I)
- ・ 実施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項について文書化する。(II)
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業で生じた固形状の放射性物質に関して、長期的に安定な保管・管理に向けた方針を策定する。(III)

【評価の視点】

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2022年3月版）に示した事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。特に、本マップにおいて令和4年度内の主要な目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。
- ・ 実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。
- ・ 実施計画に記載すべき事項について文書化できたか。
- ・ 水処理廃棄物に関しては固化処理に向けた方針、今後新たに生ずる建屋解体物等に関しては放射能濃度や性状等に応じた保管・管理に向けた方針を策定できたか。

(2) 事故の調査・分析

【業務計画】

- ・ 令和2年度に取りまとめた事故分析に係る中間取りまとめや、廃炉の進捗等を踏まえ、令和3年度に方針決定した今後の事故分析の進め方に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進め、事故調査・分析の検討内容について、令和5年度に実施する実験結果等を公表する。(II)
- ・ 事故調査・分析の検討内容について、積極的に国内外に発信する。(I)
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。(II)

【評価の視点】

- ・ 決定した方針に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進めることができたか（東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を5回以上開催）。
- ・ 事故調査・分析の検討内容について、国内外からのニーズに応じて令和5年度に実施するコンクリート加熱実験、水素燃焼実験等の結果等を国内外に公表、発表することができたか。
- ・ 積極的に事故調査・分析の検討内容について、国内外に発信することができたか。
- ・ 日本原子力研究開発機構との協働により事故調査・分析で収集・蓄積した情報のデータベース

化の取り組みを進めることができたか。

- ・国内外への発信として、国内学協会等又は海外規制機関等の会合に参加できたか（会合に3回以上参加）。
- ・連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。

(3) 放射線モニタリングの実施

【業務計画】

- ・総合モニタリング計画に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを確実に実施し、その結果を国内外に分かりやすく遅滞なく公表する。(I)

【評価の視点】

- ・モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS 処理水に関する海域モニタリング、その他の陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。
- ・福島県を中心に整備しているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストについて、事業の継続性に留意しつつ維持・管理を実施したか。

5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(1) 放射線防護対策の推進

【業務計画】

- ・原子力規制庁は、放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、新しいICRP 勧告の反映等に係る審議の調整を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。(I)
- ・放射線審議会の審議結果を踏まえて、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方についての検討を進める。(III)

【評価の視点】

- ・放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。
- ・岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方についての検討を進めたか。

(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善

【業務計画】

- ・放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施する。(I)
- ・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係るガイドの整備等を進め、規制体系とその運用を継続的に改善する。(II)
- ・関係省庁の検討状況等を踏まえ、必要に応じて、医療分野で利用される放射性同位元素の保管、廃棄等に関する管理や規制の在り方について検討する。(II)

【評価の視点】

- ・放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施しているか。
- ・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係るガイドの整備等の規制体系とその運用の継続的改善に資する検討を実施したか。
- ・関係省庁の検討状況等を踏まえ、必要に応じて、医療分野で利用される放射性同位元素の保管、廃棄等に関する管理や規制の在り方について検討したか。

(3) 原子力災害対策指針の継続的改善

【業務計画】

- ・原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。(I)
- ・甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルに関する今後の検討課題について、関係府省庁と連携して検討する。(III)
- ・モニタリングの技術的事項について、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等を適切かつ遅滞なく行う。(I)
- ・整備を進めている緊急時対応技術マニュアル (RTM) について、訓練報告会での報告を経て試運用を開始する。(I)
- ・令和2年度第26回原子力規制委員会(令和2年9月16日)において指摘のあったEALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)のうち、特重施設等を考慮したBWRのEALの見直しについて、事業者との議論を通じてEAL見直し案を策定する。(I)
- ・重大事故等対処施設等を考慮した再処理施設のEALについて、事業者から見直しの要望があっ

た場合には、EAL 会合での議論を開始する。(I)

【評価の視点】

- ・原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。
- ・甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルの測定結果に基づく甲状腺の被ばく線量の推定方法及びその対象者、推定結果に関する住民等への説明の在り方、並びに国や地方公共団体の住民等の健康に係る評価や健康相談等の施策への反映の在り方等に関する今後の検討課題について、関係府省庁と連携して検討を行ったか。
- ・モニタリングの技術的事項について有識者及び地方公共団体の意見を取り込みつつ、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングの補足参考資料の改訂等を計画的に実施したか。
- ・事業者防災訓練の際に緊急時対応技術マニュアルを活用できたか。
- ・EAL 会合において、必要回数の会合を開催するなど、計画的に検討を進め、十分な議論ができたか。
- ・EAL 会合の議論を通じて EAL 見直し案を策定できたか。

(4) 危機管理体制の整備・運用

【業務計画】

- ・事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が求められるオフサイト対応の課題について検討を継続する。(III)
- ・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、令和4年度に引き続き、各機能班に共通する訓練・研修を示すとともに、各機能班要員に自身が参加する訓練・研修を明確化させる。管理職員は、緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等の必要なマネジメントを行う。(I)
- ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に係る問題意識を明確にし、これに対応した訓練を実施する。(II)
- ・オフサイト系の対応について、あらかじめ整理した設問に関する高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施する。(II)
- ・緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、訓練を踏まえ、関連するマニュアルやインフラ等の整備・見直しを行う。(I)
- ・環境放射線モニタリングの関連システムについて、システム効率化に向け検討を行う。(III)
- ・原子力規制委員会及び内閣府の情報システムが収集している防災関連情報を連携するための検討を行う。(III)
- ・現行(第3次)統合原子力防災ネットワークシステムについて、適切に維持・管理するとともに、次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの令和7年度中のシステムの完全切り替えに向け、更改を確実に実施する。(I)
- ・緊急時対策支援システムについて、現行システムを適切に維持・管理するとともに、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。また、令和6年度のシステム更改に向けた準備を確実に実施する。(I)
- ・放射線モニタリング情報共有・公表システムの適切な運用ができるよう、必要な調整等を実施していく。(I)
- ・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等の在り方検討において訓練の在り方や規制当局の関与について整理を進める。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和5年度の原子力事業者防災訓練の実施・評価を行う。(I)
- ・原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図

るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。(I)

- ・原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を引き続き進めるとともに、原子力災害時の医療体制で必要となるマニュアルについて、所要の改正等を図る。(I)

【評価の視点】

- ・緊急時に判断が求められるオフサイト系対応の課題について検討を行ったか。
- ・オフサイトの防護措置における原子力事業者の協力の在り方について検討した上で、必要な措置について関係部署と調整したか。
- ・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。
- ・各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。
- ・緊急時対応業務に関する業務目標の設定（業務全体の5%）及び人事評価等必要なマネジメントを行ったか。
- ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に資する訓練を実施したか。
- ・あらかじめ設問を整理した上で、それに関するオフサイト系の対応について高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施したか。
- ・緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル（防護措置の判断に資するための「緊急時対応技術マニュアル」（仮称）を含む。）、インフラ等の整備・見直しを実施できたか。
- ・環境放射線モニタリングの関連システムについて、令和4年度に実施した技術動向調査の結果を踏まえ、システム効率化の具体策を確定できたか。
- ・原子力規制委員会及び内閣府が保有する防災関連情報の連携について、計画を確定できたか。
- ・令和7年度中の次期統合原子力防災ネットワークシステム更改に向けて、着実に設備整備を進めたか。
- ・緊急時対策支援システムを適切に維持・管理し、原子力事業者側の設備更新に合わせたシステムの機能改良ができたか。また、令和6年度のシステム更改に向けた準備を確実に実施できたか。
- ・放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、安定的な運用を行うとともに、運用を通じて顕在化した課題の解消に向けた改修等を着実に行ったか。
- ・令和5年度原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施できたか。
- ・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等の在り方検討において訓練の在り方や規制当局の関与について整理を進めたか。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和5年度原子力事業者防災訓練の実施・評価を行うことができたか。
- ・原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。
- ・各支援センターへの各種支援を行うとともに、原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を行ったか。必要に応じてマニュアルの改正等を行ったか。
- ・立地道府県等の甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制の構築を支援したか。

(5) 放射線モニタリングの実施

【業務計画】

- ・47都道府県及び原子力施設等周辺の平常時モニタリングや、原子力艦寄港地の放射能調査を確実に実施するとともに、それらの測定結果等を遅滞なく公表する。(I)
- ・緊急時モニタリングの実効性向上のため必要な研修・訓練の実施、原子力規制庁及び地方公共団体におけるモニタリング資機材の整備等を通じて緊急時モニタリング体制の強化を図る。(I)

【評価の視点】

- 47 都道府県における環境放射能水準調査の結果を、366 日分遅滞なく公表することができたか。
- 放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。
- 原子力規制庁及び地方公共団体職員に対する研修・訓練を効果的に行うことができたか。
- [再掲] 放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。

令和5年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標	PDCA 管理番号
1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	1. (1)
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	1. (2)
(3) 職員の確保と育成	1. (3)
(4) その他	1. (4)
2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	2. (1)
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	2. (2)
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	2. (3)
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	2. (4)
(5) その他	2. (5)
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	
(1) 核セキュリティ対策の推進	3. (1)
(2) 保障措置の着実な実施	3. (2)
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化	3. (3)
(4) その他	3. (4)
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	
(1) 廃炉に向けた取組の監視	4. (1)
(2) 事故の調査・分析	4. (2)
(3) 放射線モニタリングの実施	4. (3)
(4) その他	4. (4)
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	
(1) 放射線防護対策の推進	5. (1)
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	5. (2)
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	5. (3)
(4) 危機管理体制の整備・運用	5. (4)
(5) 放射線モニタリングの実施	5. (5)
(6) その他	5. (6)

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、1. ～5. とする。